

### 1. コロナ渦における休業時等の賃金

ハノイ労働総同盟は、コロナ渦における休業時等の賃金に関するオフィシャルレター・第 260/LDLD を発行しました。

当局の要請に基づき、被雇用者が隔離対象となった場合、及び、企業が封鎖され事業を行えない場合、労使は協議の下、休業時の賃金を決定しなければなりません。休業日数が 14 営業日以下の場合、雇用者は、少なくとも最低賃金の支払が求められます。休業日数が 14 営業日を超える場合、14 営業日までは少なくとも最低賃金の支払が求められます。

14 営業日を超える休業日に関しては、企業の賃金支払い能力に基づき協議を行う必要があります。

従いまして、当局の要請に基づかない企業判断による休業に関しては、企業は契約に基づき賃金を支払う必要があります。

また、原材料の調達及び市場の困難性により、雇用者が十分な仕事を確保できなかった場合、一時的に契約外の業務に被雇用者を配置転換することができますが、3 営業日前までの通知が必要であり、配置転換の上限日数は 60 営業日です。配置転換後の業務に対する賃金が従来の賃金より低い場合、少なくとも 30 営業日間は、従来の契約に基づく賃金の支払が必要です。

### 2. 修理品の再輸入時における課税価格

財務省総税関局は、修理品の再輸入時における課税価格に関するオフィシャルレター・第 1485/TCHQ-TXNK 号を発行しました。

企業が製造に用いるために輸入した物品が使用後に故障したが、その物品への保証がない、若しくは、保証期間が切れており、国外での修理が必要な場合、修理後の再輸入時における通関価格は、企業が支払う修理費、材料費、部品費等すべてを含む価格となります。

輸入税の計算は、この通関価格に基づきます。

修理費を、材料費、部品費等と分けられる場合、付加価値税の課税価格は、通関価格から修理費を控除した価格となりますが、通関システム上、通関価格から付加価値税の課税価格への調整はできませんので、一旦、修理費を含む通関価格に基づき付加価値税を納付し、その後、租税管理法に基づき還付申請する必要があります。

### 3. 裾野産業に適用される法人税優遇対象企業の拡大

政府は、裾野産業における開発優先製品一覧に掲載されている製品を製造する企業への法人税優遇制度に関する政令・第 57/2021/ND-CP 号を発行しました。

2015年1月1日以前の投資プロジェクト（新規及び拡張投資を含む）に対しては、裾野産業への法人税優遇制度の適用は認められてきませんでした。当政令の発効により、2015年1月1日以前の投資プロジェクトも優遇対象として認められることになりました。この優遇税制の適用には、関連当局が発行する裾野産業製品製造への優遇証明書が必要です。

### 4. 課税所得が生じない場合の個人所得税申告

財務省税務総局は、租税管理法に関するオフィシャルレター第・2393/TCT-DNNCN 号を発行しました。

個人所得税の課税所得対象となる支払いをなさない組織・個人は、個人所得税法の対象ではありません。従いまして、月次・四半期で個人所得税を支払わない組織・個人は、該当する月・四半期の個人所得税申告は不要となります。